

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第2条～第11条）

第3章 給水（第12条～第17条）

第4章 料金及び手数料等（第18条～第20条）

第5章 管理（第21条～第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、奈義町上水道事業給水条例（平成10年条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の構成及び付属用具）

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、逆流防止栓、副弁付止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、量水器ますその他付属用具を備えなければならない。

（給水装置新設等の申込）

第3条 条例第5条に規定する給水装置の新設、改造、修繕、撤去の申込みは、「給水装置工事申込書」の提出をもって行う。

（給水装置の使用材料）

第4条 町長は、条例第7条第2項に定める設計審査又は工事検査において、奈義町指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 町長は、前項の規定により町長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

（給水管及び給水用具の指定）

第5条 条例第8条の規定に基づく構造及び材質は、次の基準により行う。この場合において、町長は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

（1）配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。

（2）配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比べ、著しく過大でないこと。

- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
  - (4) 水圧、土圧、その他の過重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
  - (5) 凍結、破損、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。
  - (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
  - (7) 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。
- 2 条例第8条の規定により町長が指定する材料は、次のいずれかに該当するものでなければならない。
- (1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、その品質を認証したもの。
  - (2) 製品が政令第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの。
  - (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第5条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行技術その他の理由により町長がやむを得ないと認めた場合は、前各項の規定により町長が指定した材料以外の材料を使用することができる。
- 4 町長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。
- 5 給水管の口径に比べ、著しく多量の水を一時に使用する個所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する個所、その他必要があると認めた個所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水タンクの入水口の逆止弁又はボールタップとする。
- (給水管の口径)
- 第6条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさにきめなければならない。
- (給水管埋設の深さ)
- 第7条 給水管は、公道内の車道及び歩道部分においては80センチメートル以上、私道内については60センチメートル以上、宅地内のメーターまでは60センチメートル

以上、メーターの下流においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(給水管の引き込み位置)

第8条 給水管の引き込み位置は、原則として宅地の進入路とする。

(メーターの設置位置等)

第9条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 車両等重量物が上を通行しない場所
- (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

(メーターの設置基準)

第10条 条例第18条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、町長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

3 受水タンク以下の装置使用水量を計量するため特に必要があるときは、次に該当するときとする。

(1) 受水タンク以下の装置が2戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。

4 受水タンク以下の装置にメーターを設置する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号に該当し、散水せん等で各戸又は各部分が共用する部分(以下「共用部分」という。)を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。

5 前項第1号の共用部分について町長が特に必要と認めたときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。

6 メーターを設置する受水タンク以下の装置は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていなければならない。

(2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。

(3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。

7 受水タンク以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、町長がメ

ーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

8 メーターは、あらかじめ町長に届け出て条例第7条第1項に規定する町長が指定する者が工事を施行した受水タンク以下の装置でなければ設置しない。

9 受水タンク以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用人又は所有者が負うものとする。

(危険防止の措置)

第11条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせる恐れのない構造でなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管は、町の水道以外の水管その他水が汚染するおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせる恐れのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生じる恐れのある個所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管を2階以上に又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。

6 給水管には、ホンプを直結させてはならない。

### 第3章 給水

(給水管防護の措置)

第12条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法のときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 電食又は衝撃の恐れのある個所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結の恐れのある個所に給水管を配管するときは、露出、いんぺいにかかわらず、防寒装置を施さなければならない。

4 酸、アルカリ等によって侵される恐れのある個所又は温度の影響を受けやすい個所に給水管を配管するときは、防食の措置を講じなければならない。

(給水の申込)

第13条 条例第15条に規定する給水の申込みは、「上水道加入及び給水申込書」の提出をもって行う。

(代理人、管理人の選定届等)

第14条 条例第16条の規定による給水装置の所有者の代理人の変更の届出は、「代理人変更届」により行う。

2 条例第17条の規定による共同住宅の所有者の管理人選定又は変更の届出は、「管

理人選定（変更）届」により行う。

（メーターの損害弁償）

第15条 水道使用者等は、自己の保管にかかるメーターを亡失又はき損したときは、すみやかに「メーター亡失（き損）届」を町長に届出なければならない。

2 町長は、条例第19条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、実費をもって弁償額とする。

（水道の使用中止、変更等の届出の様式）

第16条 条例第20条各号の規定による届出は、次の各号の定めるところによる。

（1） 給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止しようとするときは、「給水再開届・給水休止届・給水廃止届」の提出をもって行う。

（2） メーターの口径又は用途を変更しようとするときは、「給水装置口径（用途）変更届」の提出をもって行う。

（3） 消火演習に消火栓を使用するときは、「消火栓演習使用届」の提出をもって行う。

（4） 給水装置所有者に変更があったときは、「給水装置所有者変更届」の提出をもって行う。

（5） 消火栓を消火に使用したときは、「上水道消火栓使用報告」の提出をもって行う。

（給水装置及び水質検査の請求）

第17条 条例第23条の規定による検査請求は、「給水装置・水質検査請求書」の提出をもって行う。

#### 第4章 料金及び手数料等

（料金等の納入期限）

第18条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあっては納入通知書を発したその月の25日、その他の納入金は、別に定めない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

（使用水量の認定基準）

第19条 条例第27条の規定による使用水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

（1） メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基準として、異常があった期間の使用水量を認定する。

（2） 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前3回の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これによりがたいときは見積量による。

（料金等の軽減又は免除）

第20条 条例第32条の規定により軽減又は免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち町長が認めたものに対して行う。

- (1) 生活保護法の規定により保護を受ける者の分担金。
  - (2) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金。
  - (3) 水道メーターの破損・故障・取り付け不良に起因する料金。
  - (4) 漏水に起因する料金。
  - (5) その他、町長が公益上その他特別の理由があると認めたもの。
- 2 前項の規定により料金等の軽減又は免除の申請は、「上水道事業納入金減免申請書」の提出をもって行う。
- 3 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。

## 第5章 管理

### (措置命令)

第21条 条例第33条の規定による措置の指示は、「給水装置管理指示書」により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

### (水道使用上の注意)

第22条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

### (簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査の受検)

第23条 条例第41条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に準じて管理するものとする。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する厚生省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

### (管理及び検査の委託)

第24条 設置者は、第23条に定める管理及び検査を自ら行うことができない場合は、次の者に委託することができる。

(1) 第23条(1)アに規定する水槽の掃除 ビル管理法第12条の2第1項第5号

に規定する者。

(2) 第23条(1)イに規定する水槽の点検及び第23条(2)に規定する検査 法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は町長が認める者。

(3) 第23条(1)ウに規定する水道検査 法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は、ビル管理法第12条の2第1項第4号に規定する者。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。